

第 4003 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 5月25日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 譲渡損益調整資産の戻入れ

**Q**：グループ法人税制では、グループ内で資産を譲渡した場合には課税しないそうですが、グループ外へ譲渡したときはどのようになるのですか？

**A**：一定の計算方法があります。

### 【解説】

今年度の税制改正で、グループ法人間で資産を譲渡した場合には、譲渡損益が繰延べられ、再譲渡や償却、貸倒れ、除却等があった場合には、譲渡損益の戻入れをすることとなりました。

その対象となる資産（譲渡調整資産）は、次のもので、帳簿価額が1,000万円未満のものは除かれています。

- ① 固定資産
- ② 土地（固定資産は除く）
- ③ 有価証券（売買目的有価証券と譲受法人において売買目的有価証券となる有価証券を除く）
- ④ 金銭債権
- ⑤ 繰延資産

戻入れの計算は、次のケースにおいて規定されています。

- ① 再譲渡、貸倒れ、除却等、適格分割型分割による分割承継法人への移転
- ② 法人税法上の評価換えに基く評価益の計上
- ③ 減価償却資産の償却費の計上
- ④ 繰延資産の償却費の計上
- ⑤ 有価証券である譲渡損益調整資産と同じ銘柄の有価証券の譲渡
- ⑥ 償却有価証券に係る調整差損又は調整差益の計上その他

